

# 当院で 診療看護師 が活動開始しました

- 診療看護師とは、看護師が看護学を基盤に大学院で2年間医学を学び、今まで医師しか実施することの出来なかった特定行為※などの診療行為を行うことができる、厚生労働省の認めた看護師です。
- 医師の視点・看護師の視点の両方を持つことが強みです。
  - ・患者さんの病状をタイムリーに捉え、医師の指示のもとに必要な検査や処置を行います。
  - ・患者さんのご家族の心に寄り添います。

従来 of 看護師よりも幅広い医療行為を行うことで、ハイレベルな技術と看護を提供するべく努力してまいります。

※特定行為とは

診療の補助であり、高度な知識と技術が特に必要とされる21区分38行為を指します。医師が看護師への指示内容を事前に作成し、その指示書のもとに指示された病状の範囲にある事を確認した上で診療看護師が治療・看護を行います。（気管挿管、腹腔ドレーン抜去、人工呼吸器からの離脱等）

10年間で全国で417人（2019.4月現在）の診療看護師が働き始めています。今後、医療の質を維持し質の高い医療を提供する中で、活躍が期待される職種です。

2019年 4月

千葉メディカルセンター

## ◆ 診療看護師の特定行為38項目

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる、厚生労働省が定義する次の38行為を指します。

	特定行為		特定行為
1	経口気管チューブ又は経鼻気管チューブの位置の調整	21	創部ドレーンの抜去
2	侵襲的陽圧換気の設定の変更	22	直接動脈穿刺法による採血
3	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	23	橈骨動脈ラインの確保
4	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	24	急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理
5	人工呼吸器からの離脱	25	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
6	気管カニューレの交換	26	脱水症状に対する輸液による補正
7	一時的ペースメーカーの操作及び管理	27	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
8	一時的ペースメーカーリードの抜去	28	インスリンの投与量の調整
9	経皮的心肺補助装置の操作及び管理	29	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
10	大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整	30	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
11	心嚢ドレーンの抜去	31	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
12	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更	32	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
13	胸腔ドレーンの抜去	33	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整
14	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。）	34	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
15	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換	35	抗けいれん剤の臨時的投与
16	膀胱ろうカテーテルの交換	36	抗精神病薬の臨時的投与
17	中心静脈カテーテルの抜去	37	抗不安薬の臨時的投与
18	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入	38	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整
19	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去		
20	創傷に対する陰圧閉鎖療法		

## 医師と看護の視点。

この2つを併せ持つ診療看護師だからこそできる治療・看護があります。

